

報道機関各社 御中

連 絡 先	
課係名	都市計画課
電話番号	53-4168

1. 発表事項 地域の未来へつなげるまちづくり
(地区計画制度による既存集落の維持活性化)
2. 事業概要 市街化調整区域の既存集落においては、人口減少や高齢化、後継者不足等による地域コミュニティの維持が課題となっており、その課題解決に向けた一つの手法である「既存集落活性化型地区計画制度」を地域に紹介し、都市計画課が積極的に相談を受けることで地域課題の解決につなげていきます。
※地域コミュニティとは・・・地域の防災や防犯、環境美化や地域の見守りなど住民同士のつながりのこと
3. 事業背景 現在の市街化調整区域では、農家住宅や分家住宅など、限られた住宅しか建築することができません。
そのため今後も人口減少が進み、既存集落の活力が衰退することで、地域コミュニティ及び維持できなくなることが想定されています。
4. 目的・効果 この地区計画制度を活用することで、どなたでも住宅を建築していただくことが可能となるため、集落の人口減少に歯止めをかけ、既存集落のコミュニティ維持を図ることが期待できます。
※地区計画とは、都市計画法の制度です
地区計画については、一定の区域を決めて、その区域内の道路などをどのように広げていくかや、建築物についても用途の制限などを決めて都市計画決定を行っていきます。
この方法により、定められた区域内において、建築については、決められた用途を守ったうえで、「誰でも建築」ができるようにしていく制度が地区計画です。※詳しくは資料を参照ください。
5. スケジュール ○都市計画課に相談 (通年)
○地区に出向いての説明会の実施 (通年)